

厚生労働省発生食 1009 第 3 号  
令和元年 10 月 9 日

食品安全委員会  
委員長 佐藤 洋 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項について、同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価に関する貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 10 条及び第 11 条第 1 項の規定に基づき、以下に掲げるものについて、人の健康を損なうおそれのない添加物として新たに定めるとともに、規格基準を設定すること。

L-酒石酸カリウム  
DL-酒石酸カリウム  
メタ酒石酸

- 2 食品衛生法第 11 条第 1 項の規定に基づき、以下に掲げる添加物の規格基準を改正すること。

炭酸カルシウム

